このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(「第三次基本計画」。以下「本計画」という。)を定めることとする。本計画は、今後おおむね５年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第２章　第二次基本計画期間における取組と課題

１．第二次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

⑴　家庭・地域における取組

①　図書館数が漸増しており過去最高となった(平成20年：3,165館、平成23年：3,274館)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

②　児童室を有する図書館が増加した（平成20年：1,938館、平成23年：2,059館)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

③　図書館の児童への貸出冊数（年間）が過去最高となった（平成19年度：約１億3,420万冊、平成22年度：約１億7,956万冊)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

④　図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した（平成20年：９万８千人、平成23年：11万２千人)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

⑤　子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（ＯＰＡＣ）導入率（市町村立図書館）が上昇した（平成20年：84.4%、平成23年：87.3%)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

⑵　学校等における取組

①　全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した（平成19年：小学校94.4%（92.3%)、中学校84.1%（92.2%)、高校36.9%（80.8%)、平成24年：小学校96.4%（91.6%)、中学校88.2%（94.5%)、高校40.8%（78.8%))。ただし、(　) 内は朝の始業前に実施しているもの。(平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

②　司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成19年：小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%)。11学級以下の学校でも増加傾向にある（平成19年：小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%)。(平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

③　学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成19年：小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%)。(平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

④　「ＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査」(2009年調査）によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている（2006年調査：15位／57か国・地域、2009年調査：８位／65か国・地域)。

２．第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

⑴　学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、１か月間に１冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

⑵　地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」(文部科学省）によると、市町村推進計画の策定率（平成23年度末）は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」(文部科学省）によると、市町村別の公立図書館の設置率（平成23年度）も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円（平成22年度）と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

⑶　学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料（学校図書館法（昭和28年法律第185号）第２条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。)の整備に関して、学校図書館図書標準（平成５年３月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成状況は、第二次基本計画策定時（平成19年度末）は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省）によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約５割にとどまっている。

３．第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね５年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

⑴　「国民読書年」(平成22年）の取組

平成20年６月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進された。

こうした取組の一環として、平成22年７月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年９月）において、人材育成や環境整備等が提言された。

⑵　図書館法の改正

平成20年６月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に望ましい基準を改正した。

⑶　新学習指導要領の全面実施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。